

公立大学法人横浜市立大学 課外活動団体設立の手引き

(目的)

第1条 この手引きは、サークル・同好会等の課外活動団体設立の承認を受けるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 新規設立をする団体は、構成員として本学学生が3名以上在籍していなければならない。

(手続き及び必要書類)

第3条 課外活動団体新規設立の手続き及び必要書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 団体設立申請

課外活動団体の新規設立を希望する者は、以下の書類を各キャンパスの学務・教務課に提出しなければならない。

- ア 学生団体設立届
- イ 課外活動団体規約
- ウ 構成員名簿

(2) 審査

学務・教務課は申請書類を受理後、活動内容を審査し、団体設立の可否を決定する。設立を承認した際は、申請団体に課外活動団体登録証を交付する。

なお、学務・教務課で可否を決定することができない場合は学生生活保健協議会での審議を経て決定する。

(禁止事項)

第4条 以下の活動を行う団体の設立は原則として認めない。

- (1) 反社会的な活動を行う団体
- (2) 営利目的の活動を行う団体
- (3) その他大学が不適切と判断する活動を行う団体

附則

この手引きは、平成25年6月13日より施行する。